

第9章 防災指針

9.1 防災指針の基本的な考え方

9.1.1 防災指針とは

防災指針とは、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の自然災害に対する防災に関する機能の確保を図るための指針であり、改正都市再生特別措置法（令和2（2020）年9月施行）において、新たに位置づけられました。

コンパクトで安全なまちづくりを推進するためには、災害リスクの高い地域での新たな立地抑制を図り、居住誘導区域から除外することが基本となりますが、本町では既成市街地の大部分に浸水の可能性があるため、その全域を居住誘導区域から除くことは現実的ではありません。

そのため、一部の災害リスクは保留し、回避あるいは低減させるための防災・減災対策を本指針で位置づけることとします。

9.1.2 検討の手順

防災指針の検討は、以下のフローに沿って行います。

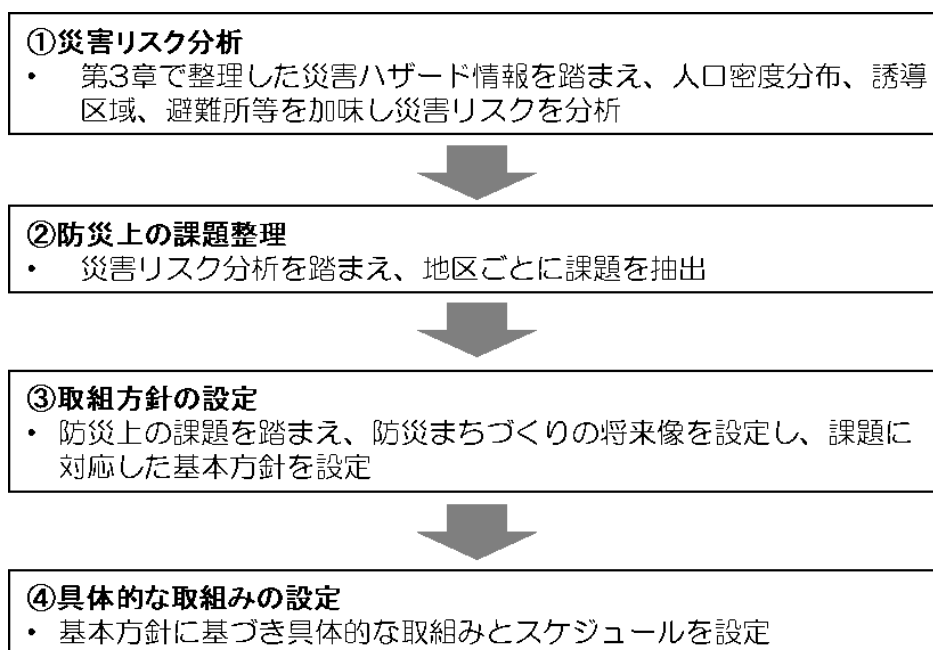


図 9-1 防災指針検討フロー

9.2 災害リスク分析

整理したハザード情報に、人口分布、要配慮施設分布、避難施設・避難路等の都市の情報を重ね合わせることで、下記のような災害リスクの分析を行います。

なお、浸水継続時間については、家庭で防災備蓄品を準備する日数の目安とされている3日間を超える地区は無かったことから分析より省いています。

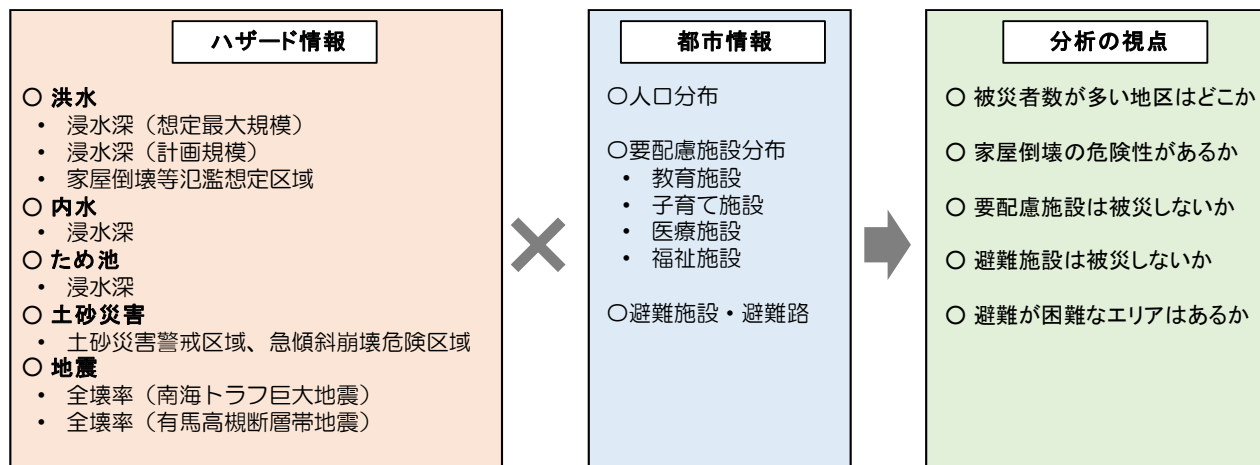


図 9-2 災害リスク分析の考え方

9.2.1 洪水

(1) 浸水深(想定最大規模)

1) 人口密度分布との重ね合わせ

浸水区域（想定最大規模、淀川）の中で特に人口密度が高い地域は、阪急水無瀬駅周辺の江川二丁目や水無瀬二丁目、JR 島本駅周辺の青葉三丁目、また東部の山崎三丁目などがあげられます。中でも江川二丁目や水無瀬二丁目、青葉三丁目などは水深が 3.0～5.0m となり、2階以上の浸水が予想されます。

浸水区域（想定最大規模、水無瀬川）の中で特に人口密度が高い地域も、阪急水無瀬駅周辺の江川二丁目や水無瀬二丁目、JR 島本駅周辺の青葉三丁目、東部の山崎三丁目などがあげられます。また、広瀬二丁目は水深が 3.0～5.0m となります。

課題1: 浸水区域内に人口密度が高い地域が存在する

課題2: 3.0m以上の浸水が想定される住宅地が存在する

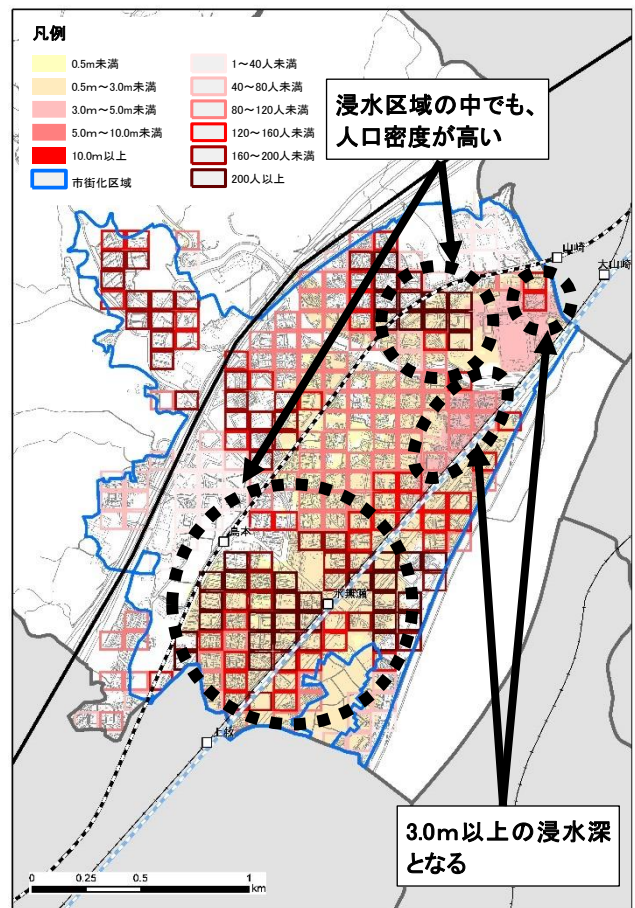
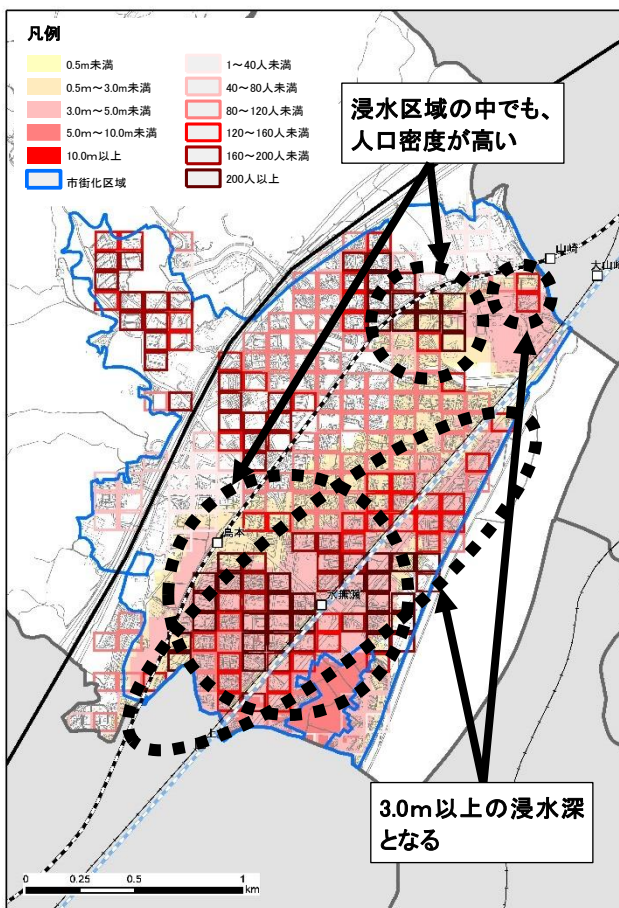


図 9-3 浸水深(想定最大規模 淀川)と人口密度分布(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在)の重ね合わせ

出典:国土交通省資料(平成 29(2017)年 6 月 14 日指定)、住民基本台帳人口より作成

図 9-4 浸水深(想定最大規模 水無瀬川)と人口密度分布(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在)の重ね合わせ

出典:大阪府資料(令和 2(2020)年 3 月 25 日指定)、住民基本台帳人口より作成

2) 要配慮施設分布との重ね合わせ

阪急電鉄沿線や JR 島本駅周辺の浸水区域（想定最大規模、淀川）に、教育施設、子育て施設、医療施設、福祉施設といった要配慮施設が立地しています。特に浸水深 3.0m 以上となる地域にも要配慮施設が立地しています。

同様に、阪急電鉄沿線や JR 島本駅周辺の浸水区域（想定最大規模、水無瀬川）に、教育施設、子育て施設、医療施設、福祉施設といった要配慮施設が立地しています。

課題3: 浸水区域内に要配慮施設が存在する

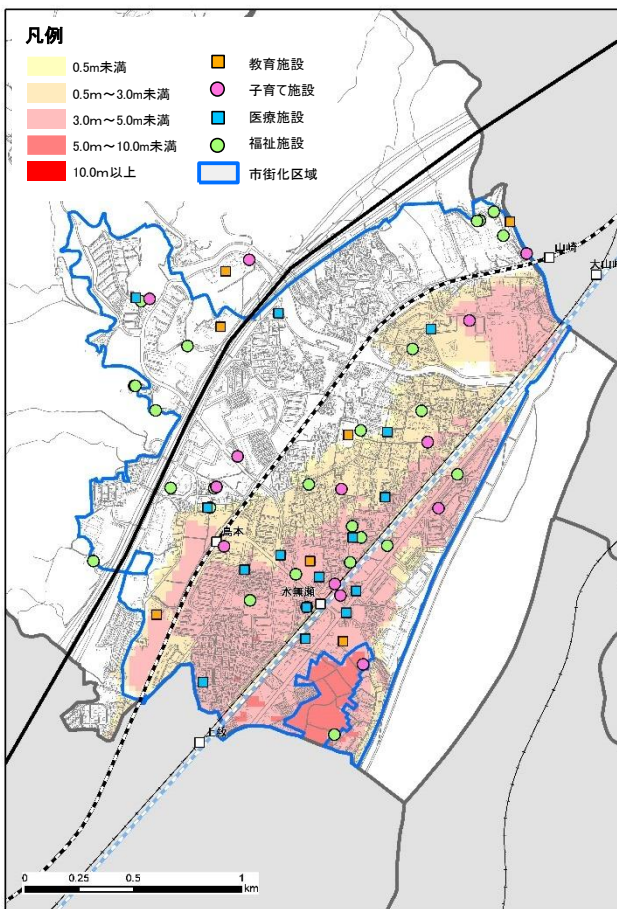


図 9-5 浸水深(想定最大規模 淀川)と
要配慮施設分布の重ね合わせ

出典:国土交通省資料(平成 29(2017)年 6 月 14 日指定)、
本業務調査資料より作成

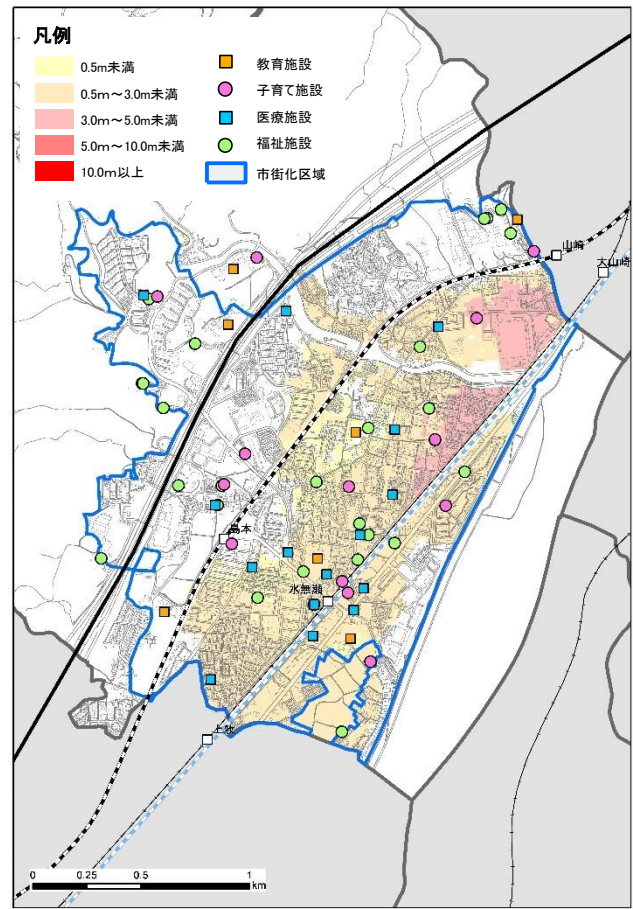


図 9-6 浸水深(想定最大規模 水無瀬川)と
要配慮施設分布の重ね合わせ

出典:大阪府資料(令和 2(2020)年 3 月 25 日指定)、
本業務調査資料より作成

3) 避難施設位置との重ね合わせ

大部分の避難施設（洪水）は、浸水区域（想定最大規模、淀川、水無瀬川）の外にあります
が、一部で浸水区域内にあるものもあります（山崎公民館（2F）、町立第三小学校（4F）、ジオ阪
急水無瀬ハートスクエア（14F） *垂直避難が可能）。

これらの避難施設は、浸水区域（想定最大規模、淀川、水無瀬川）の居住地から800m圏内
（一般的な徒歩圏）にあります。江川一丁目、江川二丁目など、避難施設までの距離が500m
（高齢者の徒歩圏）以上となっているところもあります。特に、江川一丁目、江川二丁目など
は、浸水深（想定最大規模 淀川）が3.0m以上あり、宅内避難には限界があります。

課題4: 避難施設から500m以上離れている住宅地が存在する

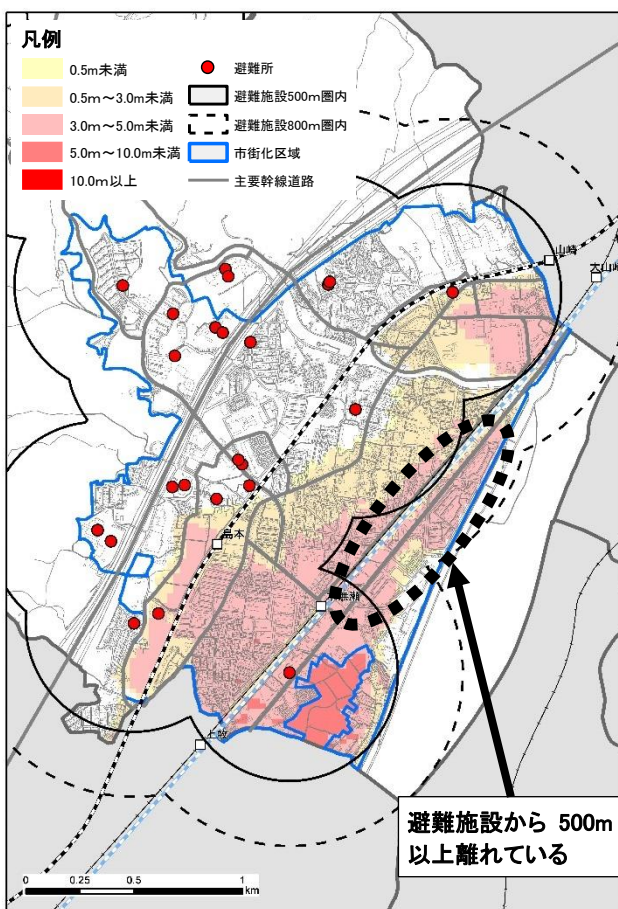


図 9-7 浸水深(想定最大規模 淀川)と
避難施設位置(洪水)の重ね合わせ

出典: 国土交通省資料(平成 29(2017)年 6 月 14 日 指定)、
島本町資料(令和 2(2020)年 9 月)より作成

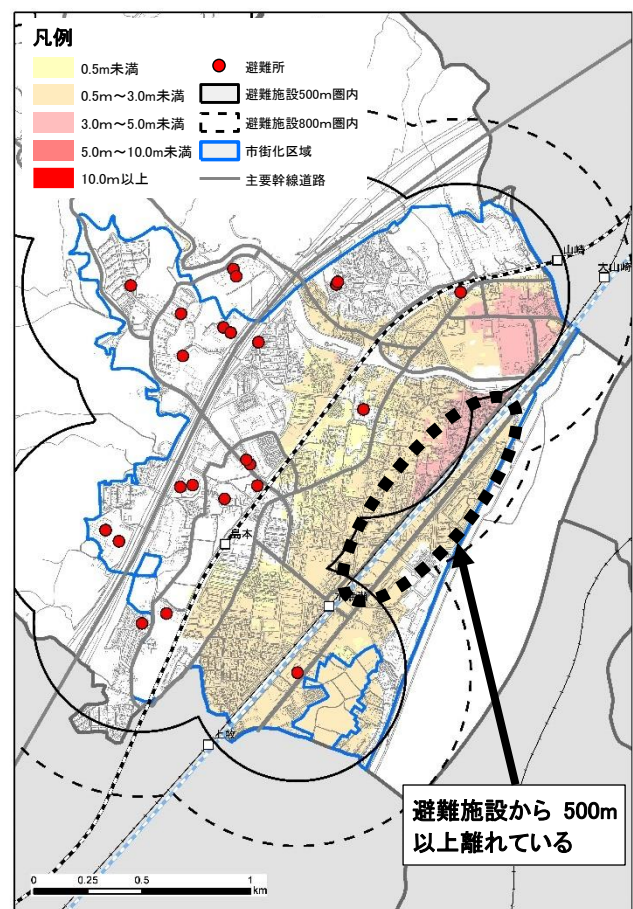


図 9-8 浸水深(想定最大規模 水無瀬川)と
避難施設位置(洪水)の重ね合わせ

出典: 大阪府資料(令和 2(2020)年 3 月 25 日 指定)、
島本町資料(令和 2(2020)年 9 月)より作成

※「都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省都市局 平成 26(2014)年 8 月)」において、一般的な徒歩圏は 800 m、高齢者の徒歩圏は 500mとされています。

(2) 浸水深(計画規模)

浸水区域(計画規模、水無瀬川)の中で特に人口密度が高い地域は、阪急水無瀬駅周辺の江川二丁目や水無瀬二丁目等があげられます。

阪急電鉄沿線周辺の浸水区域(計画規模、水無瀬川)に、教育施設、子育て施設、医療施設、福祉施設といった要配慮施設が立地しています。

大部分の避難施設(洪水)は、浸水区域(計画規模、水無瀬川)の外にありますが、一部で浸水区域内にあるものもあります。これらの避難施設は、浸水区域(計画規模、水無瀬川)の居住地から800m圏内(一般的な徒歩圏)にありますが、一部では避難施設までの距離が500m(高齢者の徒歩圏)以上となっているところもあります。

課題5: 計画規模降雨でも浸水が想定されている地域が存在する

課題4: 避難施設から500m以上離れている住宅地が存在する(再掲)

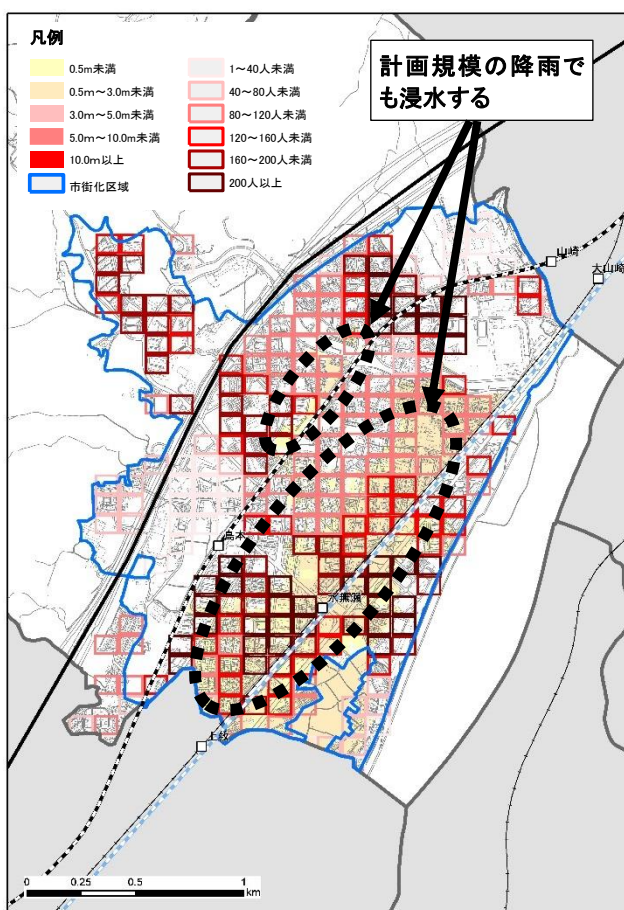


図 9-9 浸水深(計画規模 水無瀬川)と人口密度(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在の重ね合わせ

出典:「洪水浸水想定区域図」(令和 2(2020)年 3 月大阪府)、住民基本台帳人口より作成

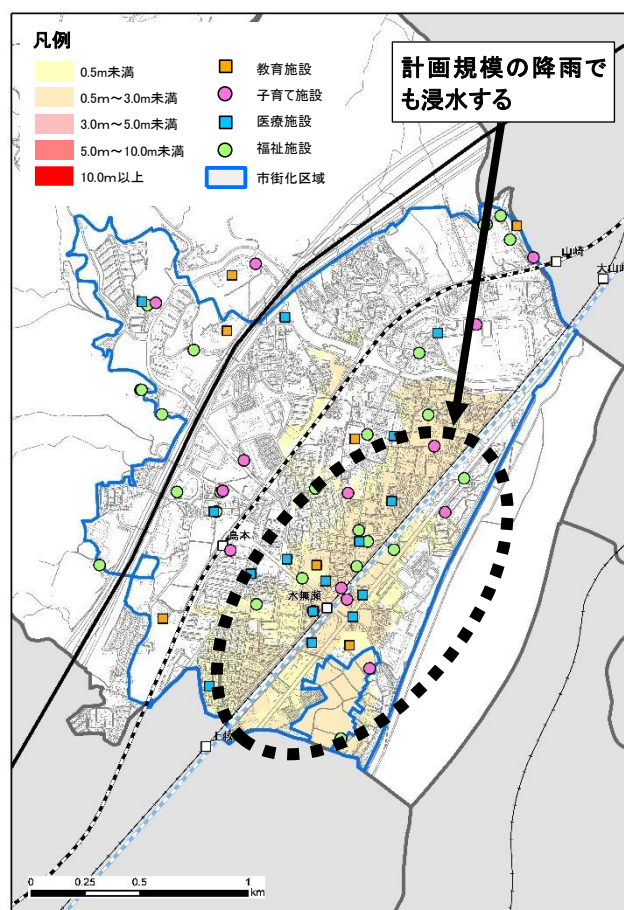


図 9-10 浸水深(計画規模 水無瀬川)と要配慮施設分布の重ね合わせ

出典:「洪水浸水想定区域図」(令和 2(2020)年 3 月大阪府)、本業務調査資料より作成

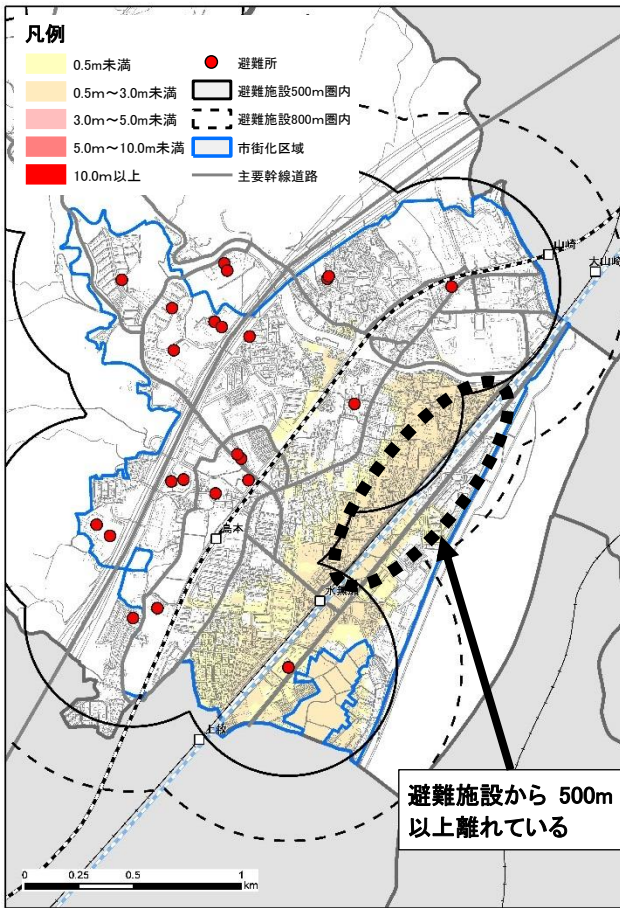


図 9-11 浸水深(計画規模 水無瀬川)と
避難施設(洪水)の重ね合わせ
出典:「洪水浸水想定区域図」(令和 2(2020)年 3 月
大阪府)、島本町資料(令和 2(2020)年 9 月)よ
り作成

(3) 家屋倒壊等氾濫想定区域

1) 人口密度分布との重ね合わせ

家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川）は、氾濫流に江川一丁目、江川二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、河岸浸食に江川一丁目、高浜一丁目が指定されています。氾濫流に指定されているところは、比較的人口密度が高くなっているところがあります。河岸浸食に指定されているところは、一部ですが家屋等が立地しているところがあります。

家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川）は、氾濫流に山崎二丁目や広瀬二丁目、河岸浸食に水無瀬川沿いが指定されています。氾濫流や河岸浸食に指定されているところは、家屋等が立地しています。

課題6: 家屋倒壊等氾濫想定区域に住宅地が存在する

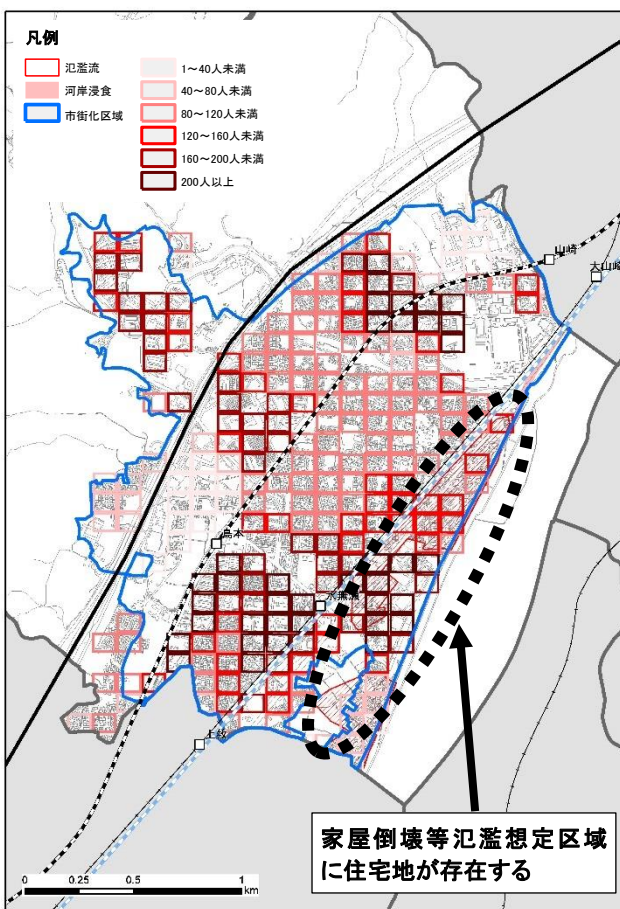


図 9-12 家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川）と人口密度分布（令和 4(2022)年 3 月 31 日現在）の重ね合わせ

出典：国土交通省資料（平成 29(2017)年 6 月 14 日指定）、住民基本台帳人口より作成

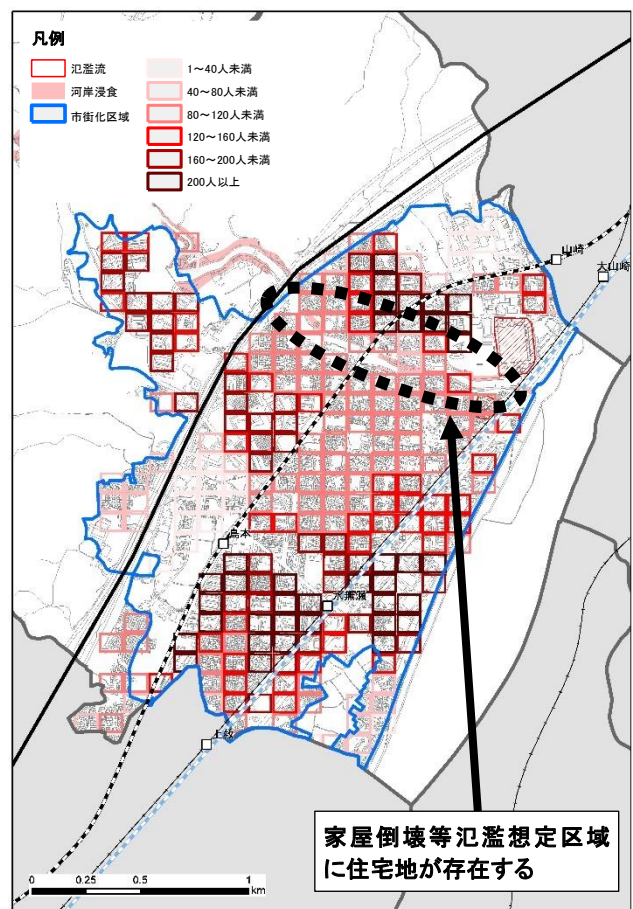


図 9-13 家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川）と人口密度分布（令和 4(2022)年 3 月 31 日現在）の重ね合わせ

出典：大阪府資料（令和 2(2020)年 3 月 25 日指定）、住民基本台帳人口より作成

2) 要配慮施設分布との重ね合わせ

家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川、氾濫流）に、子育て施設、医療施設といった要配慮施設が立地しています。家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川、河岸浸食）には、要配慮施設は立地していません。

家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川、氾濫流）には、要配慮施設は立地していませんが、家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川、河岸浸食）には、子育て施設、教育施設といった要配慮施設が立地しています。

課題7: 家屋倒壊等氾濫想定区域に要配慮施設が存在する

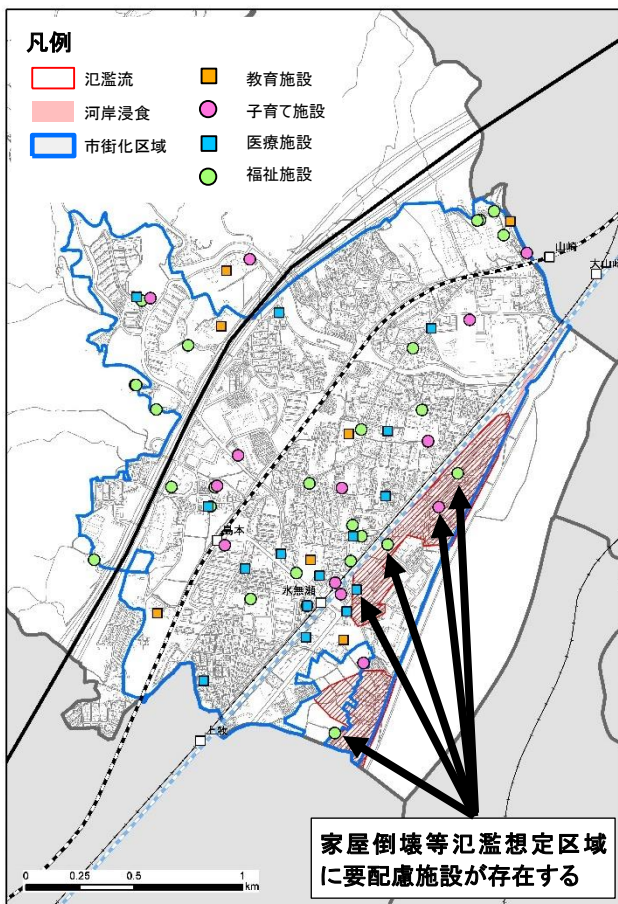


図 9-14 家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川）と
要配慮施設分布の重ね合わせ

出典: 国土交通省資料(平成 29(2017)年 6 月 14 日指定)、
本業務調査資料より作成

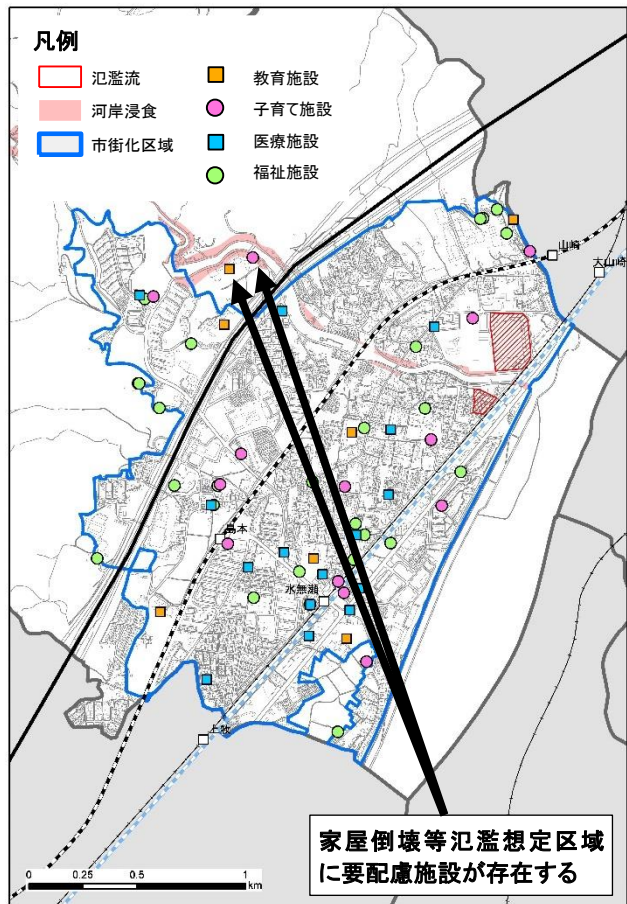


図 9-15 家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川）と
要配慮施設分布の重ね合わせ

出典: 大阪府資料(令和 2(2020)年 3 月 25 日指定)、
本業務調査資料より作成

3) 避難施設位置との重ね合わせ

大部分の避難施設（洪水）は家屋倒壊等氾濫想定区域外にあります。一部、家屋倒壊等氾濫想定区域に立地しているものもあります（町立第二中学校、町立第二中学校グラウンド）。

避難施設は、家屋倒壊等氾濫想定区域の居住地から 800m 圏内（一般的な徒歩圏）にあります。江川一丁目、江川二丁目など、避難施設までの距離が 500m（高齢者の徒歩圏）以上となっているところもあります。

課題8: 家屋倒壊等氾濫想定区域に避難施設が存在する

課題4: 避難施設から 500m 以上離れている住宅地が存在する(再掲)

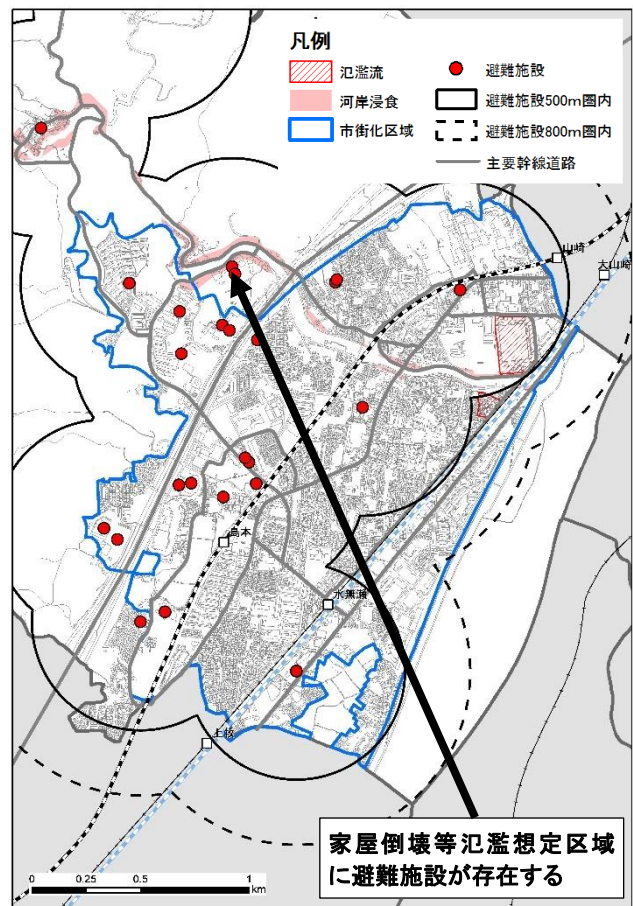
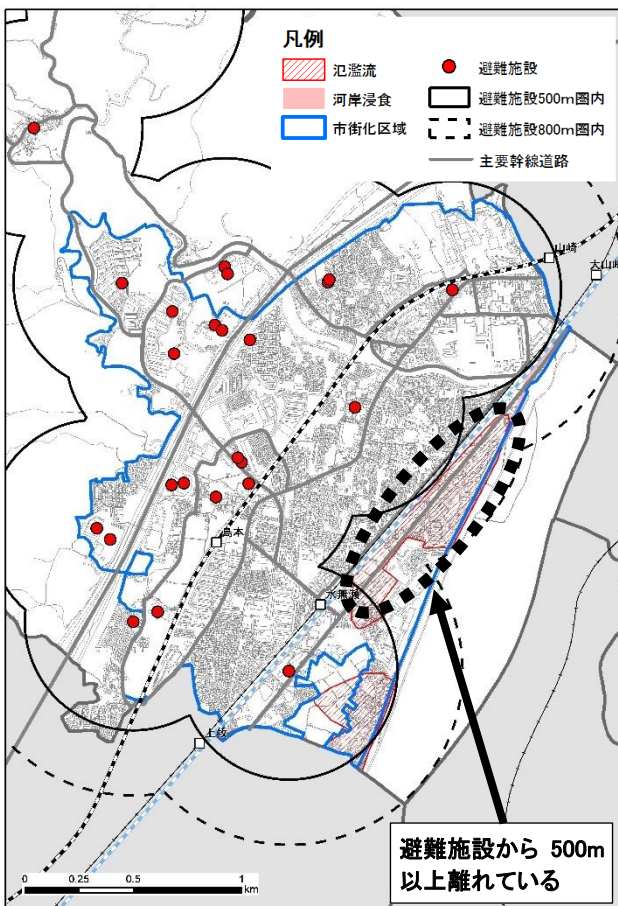


図 9-16 家屋倒壊等氾濫想定区域(淀川)と避難施設の重ね合わせ

出典: 国土交通省資料(平成 29(2017)年 6 月 14 日指定)、島本町資料(令和 2(2020)年 9 月)より作成

図 9-17 家屋倒壊等氾濫想定区域(水無瀬川)と避難施設の重ね合わせ

出典: 大阪府資料(令和 2(2020)年 3 月 25 日指定)、島本町資料(令和 2(2020)年 9 月)より作成

9.2.2 内水

浸水区域（内水 既往最大降雨：111mm/h）において、比較的人口密度が高い地域が見られます。また、浸水区域（内水）に、子育て施設や医療施設といった要配慮施設が立地しているところが見られます。

課題9：内水により、雨水を排水できない地域がある

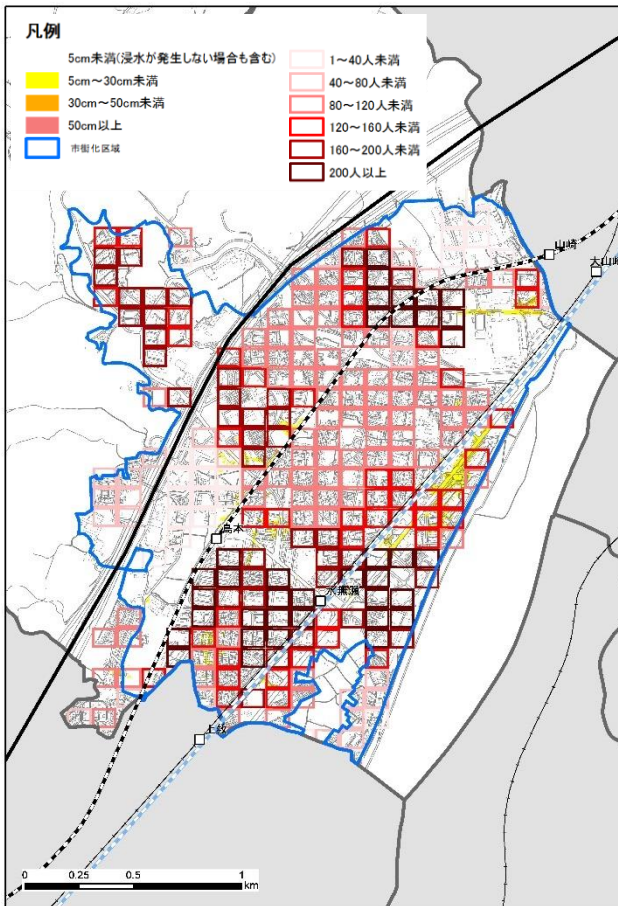


図 9-18 浸水深(内水)と人口密度
(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在)の重ね合わせ
出典：島本町内水ハザードマップ(令和 4(2022)年 3 月)、
住民基本台帳人口より作成

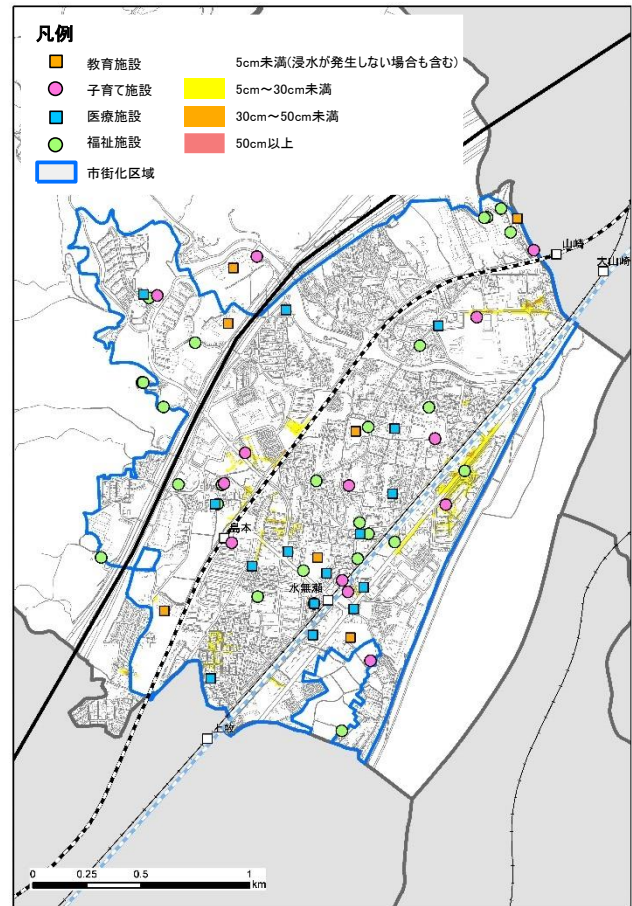


図 9-19 浸水深(内水)と要配慮施設分布の重ね合わせ
出典：島本町内水ハザードマップ(令和 4(2022)年 3 月)、
本業務調査資料より作成

9.2.3 ため池

浸水区域（水上池、御所ヶ池、越谷池）において、住民が居住しているところが見られます。また、要配慮施設が立地しているところが見られます。

課題10:ため池の決壊により浸水する住宅地や要配慮施設が存在する

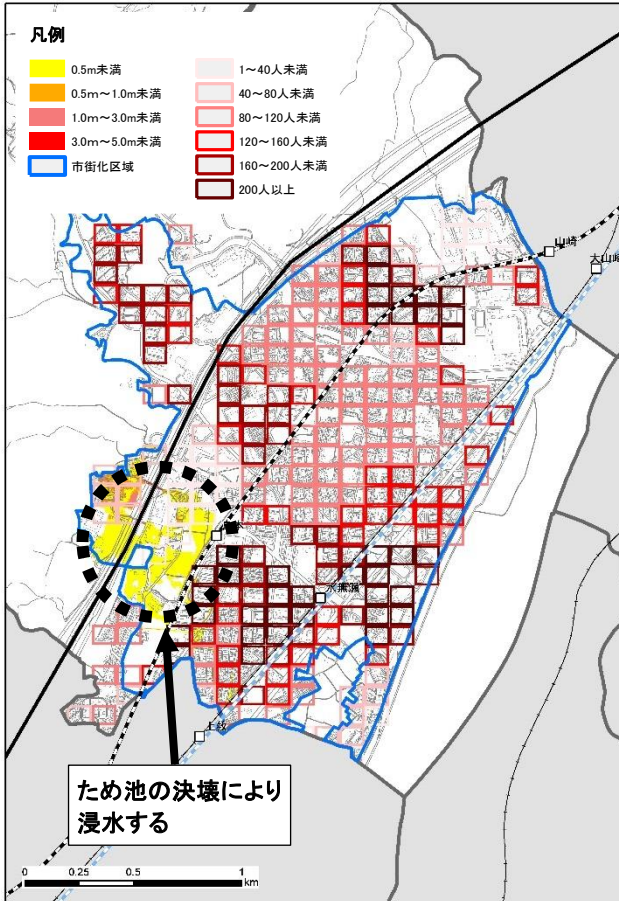


図 9-20 水上池決壊時の浸水深と人口密度分布（令和 4(2022)年 3 月 31 日現在）の重ね合わせ
出典：島本町ため池ハザードマップ(令和 5(2023)年 3 月)、住民基本台帳人口より作成

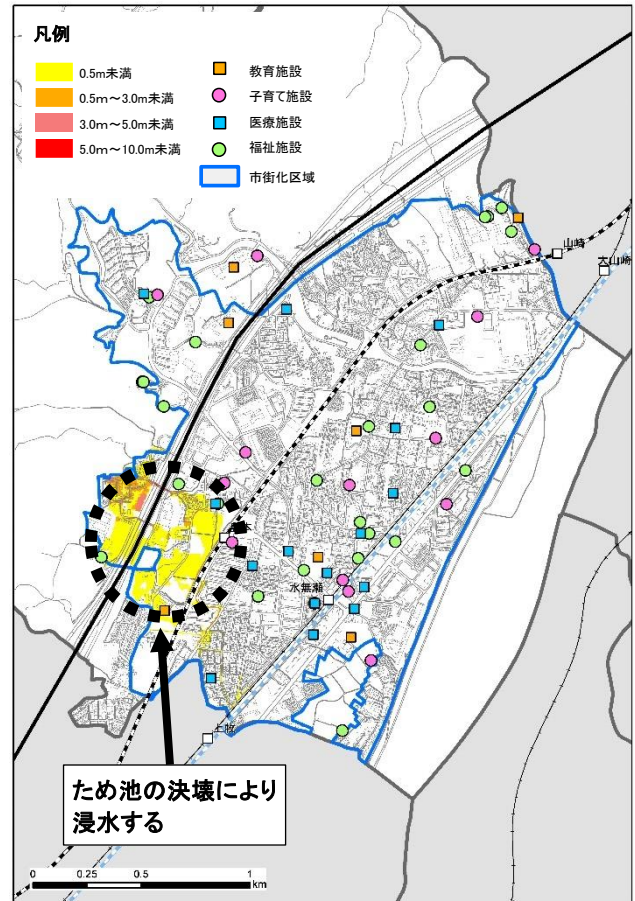


図 9-21 水上池決壊時の浸水深と要配慮施設分布の重ね合わせ
出典：島本町ため池ハザードマップ(令和 5(2023)年 3 月)、本業務調査資料より作成

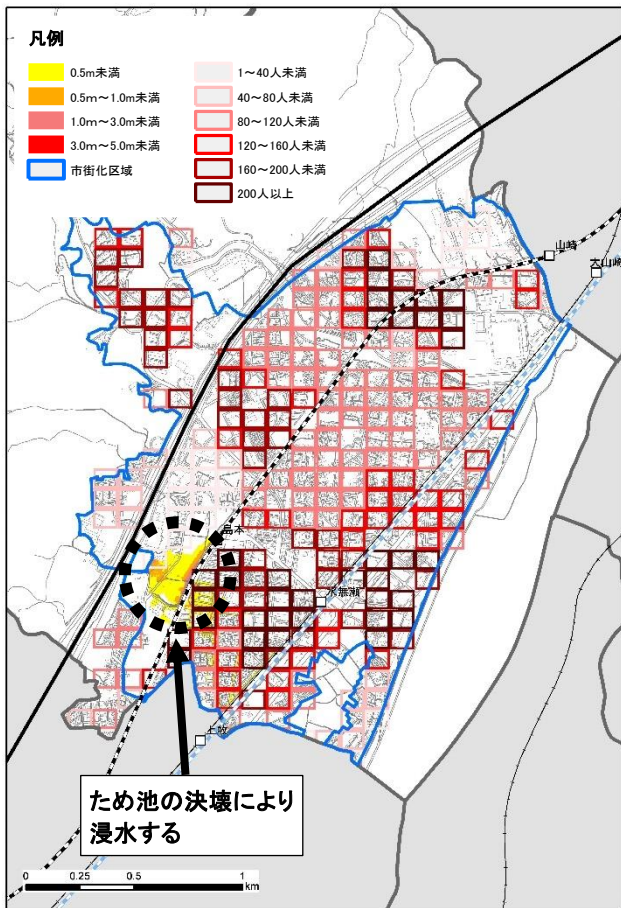


図 9-22 御所ヶ池決壊時の浸水深と人口密度分布
(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在)の重ね合わせ
出典: 島本町ため池ハザードマップ(令和 5(2023)年 3 月)、
住民基本台帳人口より作成

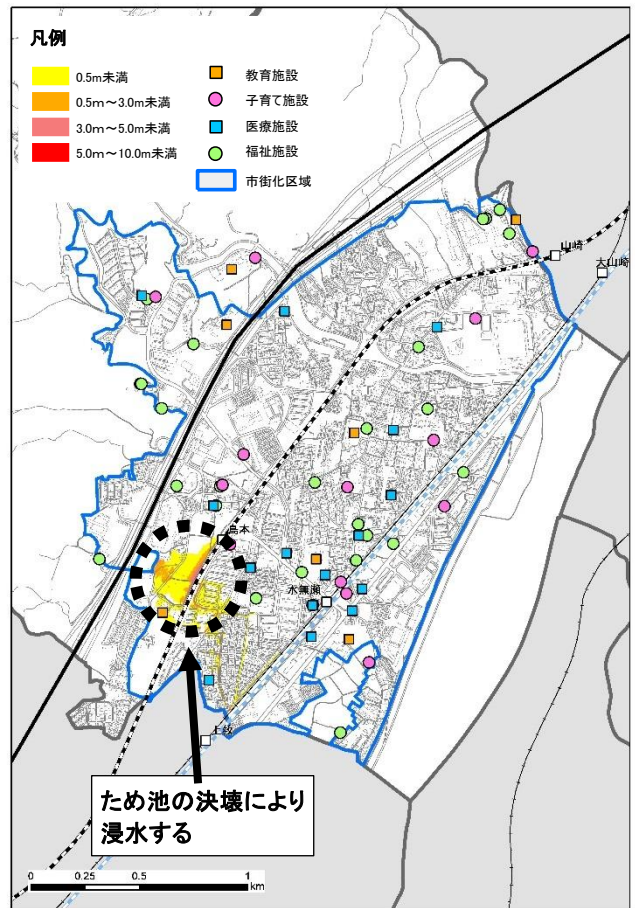


図 9-23 御所ヶ池決壊時の浸水深と
要配慮施設分布の重ね合わせ
出典: 島本町ため池ハザードマップ(令和 5(2023)年 3 月)、
本業務調査資料より作成

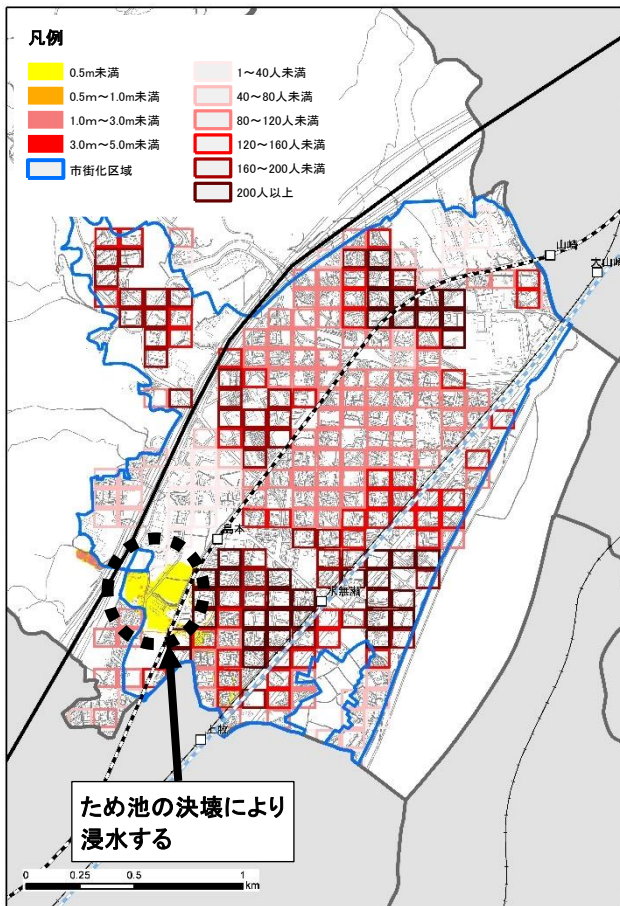


図 9-24 越谷池決壊時の浸水深と人口密度分布
(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在)の重ね合わせ
出典: 島本町ため池ハザードマップ(令和 5(2023)年 3 月)、
住民基本台帳人口より作成

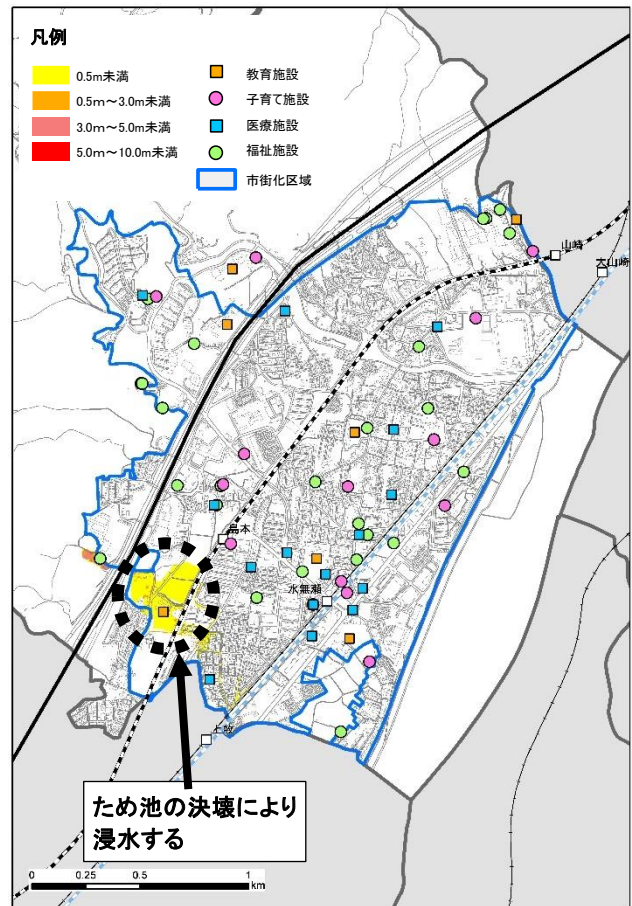


図 9-25 越谷池決壊時の浸水深と
要配慮施設分布の重ね合わせ
出典: 島本町ため池ハザードマップ(令和 5(2023)年 3 月)、
本業務調査資料より作成

9.2.4 土砂災害

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に、住民が居住しているところが見られます。

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に、要配慮施設が位置しているところがあります。

避難施設（土砂災害）は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の外にあります。これらの避難施設の大部分は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の居住地から500m圏内（高齢者の徒歩圏）にあります。市街化調整区域の集落には避難施設が設けられていません。

課題11: 土砂災害リスクの高いところに住宅地や要配慮施設が存在する

課題12: 避難施設から500m以上離れている住宅地が存在する

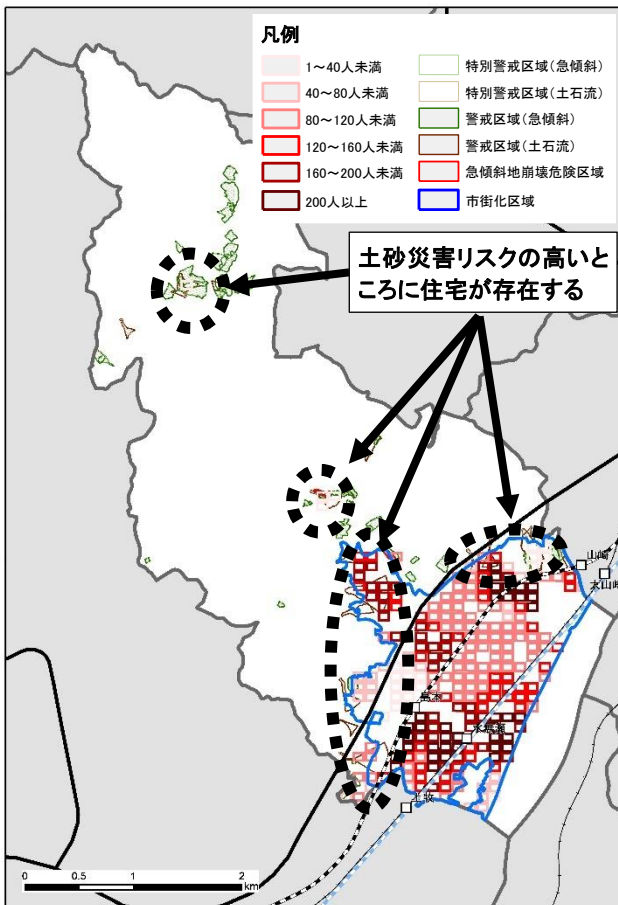


図 9-26 土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域と人口密度分布(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在)の重ね合わせ

出典:土砂災害警戒区域 大阪府資料(平成 18(2006)年 3 月 24 日~平成 28(2016)年 9 月 6 日指定)、急傾斜地崩壊危険区域 大阪府資料、住民基本台帳人口より作成

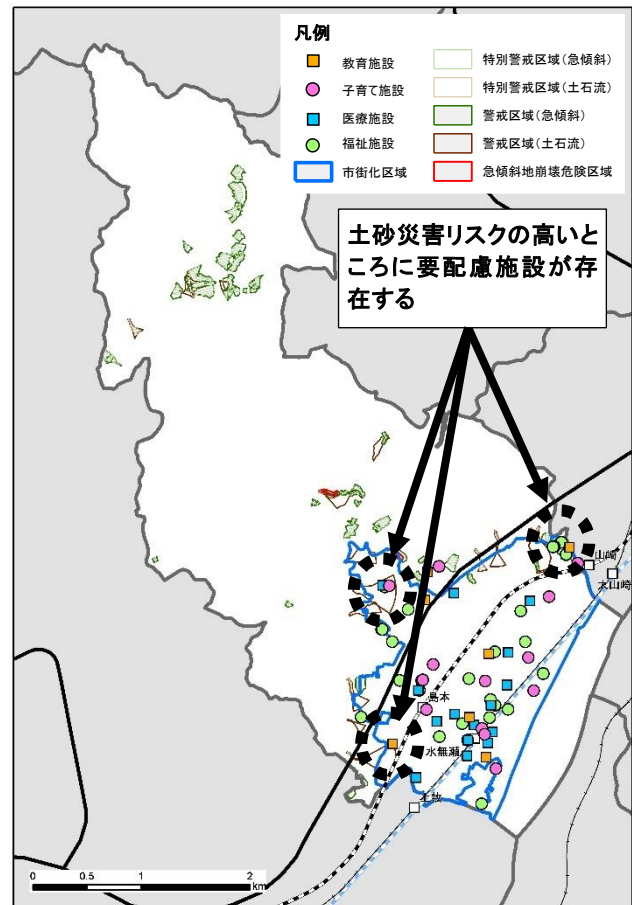


図 9-27 土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域と要配慮施設分布の重ね合わせ

出典:土砂災害警戒区域 大阪府資料(平成 18(2006)年 3 月 24 日~平成 28(2016)年 9 月 6 日指定)、急傾斜地崩壊危険区域 大阪府資料、本業務調査資料より作成

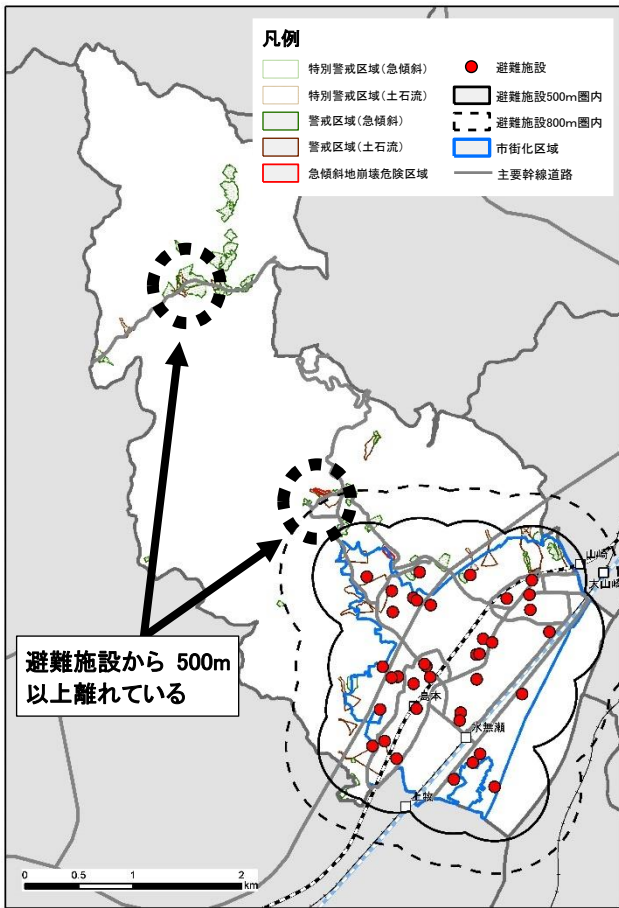


図 9-28 土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域と避難施設の重ね合わせ

出典:土砂災害警戒区域 大阪府資料(平成 18(2006)年 3 月 24 日～平成 28(2016)年 9 月 6 日指定)、急傾斜地崩壊危険区域 大阪府資料、島本町資料(令和 2(2020)年 9 月)より作成

9.2.5 地震

南海トラフ巨大地震においては、本町の全壊率は高いところでも5%未満です。有馬高槻断層帯地震においては、JR や阪急電鉄の南部では 5%以上となるところも多く、江川二丁目や高浜一丁目、高浜二丁目、高浜三丁目では 10%以上となっており、これらは比較的人口密度が高い地域です。

全壊率が 10%以上となる地域には、教育施設、子育て施設、医療施設、福祉施設といった要配慮施設が立地しています。

避難施設（地震）は町内全域に立地していますが、全壊率が高いところは建物の倒壊により、通行に支障が出る可能性があります。

課題13:全壊率が高いところに人口密度が高い地域が存在する

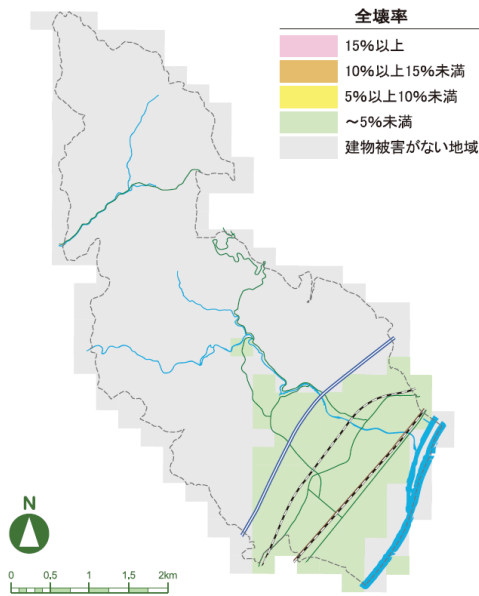


図 9-29 全壊率(南海トラフ巨大地震)(再掲)
出典: 島本町地震ハザードマップ(令和 2(2020)年)

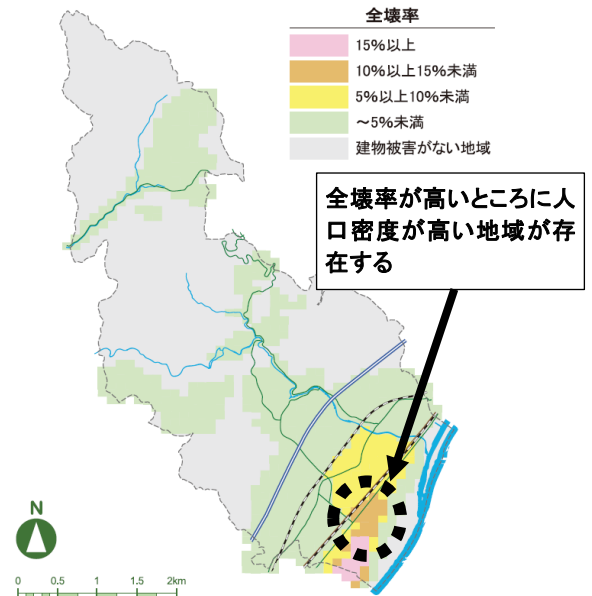


図 9-30 全壊率(有馬高槻断層帯地震)(再掲)
出典: 島本町地震ハザードマップ(令和 2(2020)年)

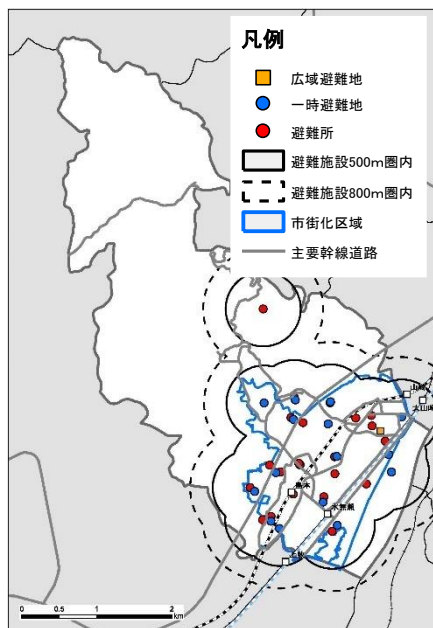


図 9-31 避難施設(地震)

出典: 島本町 HP(令和 4(2022)年時点)

参考: 京都西山断層地震

南海トラフ巨大地震と有馬高槻断層帯地震の他、島本町に大きな影響があると考えられる地震に、京都西山断層帯地震があります。

震度分布図を見ると、京都西山断層帯地震の震度は、南海トラフ巨大地震や有馬高槻断層帯地震と比べても大きく、大きな被害が出るのが予想されます。しかし、京都西山断層帯地震は、南海トラフ地震等のように全壊率等のシミュレーションデータが現時点では無いことから、本リスク分析からは省いています。

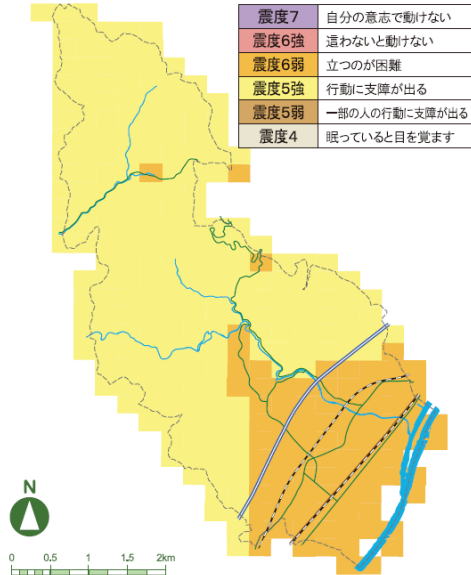


図 9-32 震度分布(南海トラフ巨大地震)
出典: 島本町地震ハザードマップ(令和 2(2020)年)

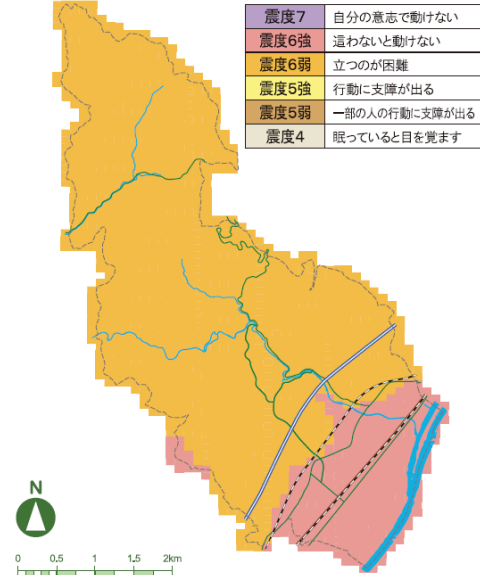


図 9-33 震度分布(有馬高槻断層帯地震)
出典: 島本町地震ハザードマップ(令和 2(2020)年)

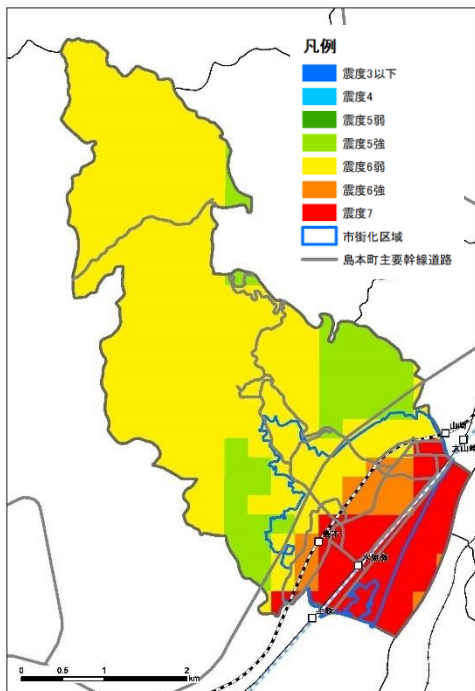


図 9-34 震度分布(京都西山断層帯地震 CASE1)
出典: 地震動予測地図 2020 地震ハザードステーション

9.3 防災上の課題

災害リスク分析を踏まえ、防災上の課題を以下のように整理しました。

表 9-1 防災上の課題

災害種別	課題番号	課題
洪水	課題 1	浸水区域内に人口密度が高い地域が存在する（洪水）
	課題 2	3.0m以上の浸水が想定される住宅地が存在する（洪水）
	課題 3	浸水区域内に要配慮施設が存在する（洪水）
	課題 4	避難施設から 500m以上離れている住宅地が存在する（洪水）
	課題 5	計画規模降雨でも浸水が想定されている地域が存在する（洪水）
	課題 6	家屋倒壊等氾濫想定区域に住宅地が存在する（洪水）
	課題 7	家屋倒壊等氾濫想定区域に要配慮施設が存在する（洪水）
	課題 8	家屋倒壊等氾濫想定区域に避難施設が存在する（洪水）
内水	課題 9	内水により、雨水を排水できない地域がある（内水）
ため池	課題 10	ため池の決壊により浸水する住宅地や要配慮施設が存在する（ため池）
土砂災害	課題 11	土砂災害リスクの高いところに住宅地や要配慮施設が存在する（土砂災害）
	課題 12	避難施設から 500m以上離れている住宅地が存在する（土砂災害）
地震	課題 13	全壊率が高いところに人口密度が高い地域が存在する（地震）

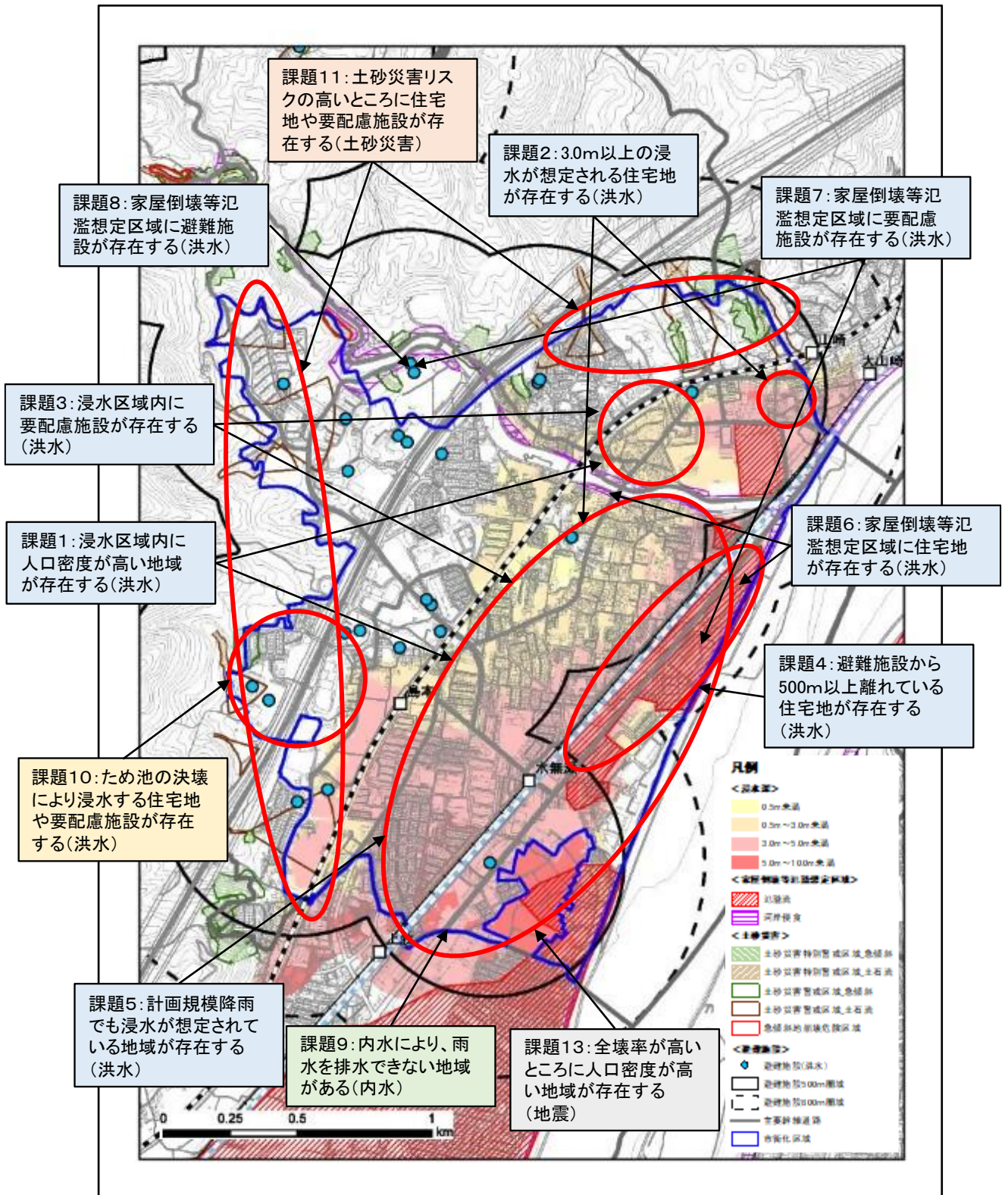


図 9-35 課題図 1

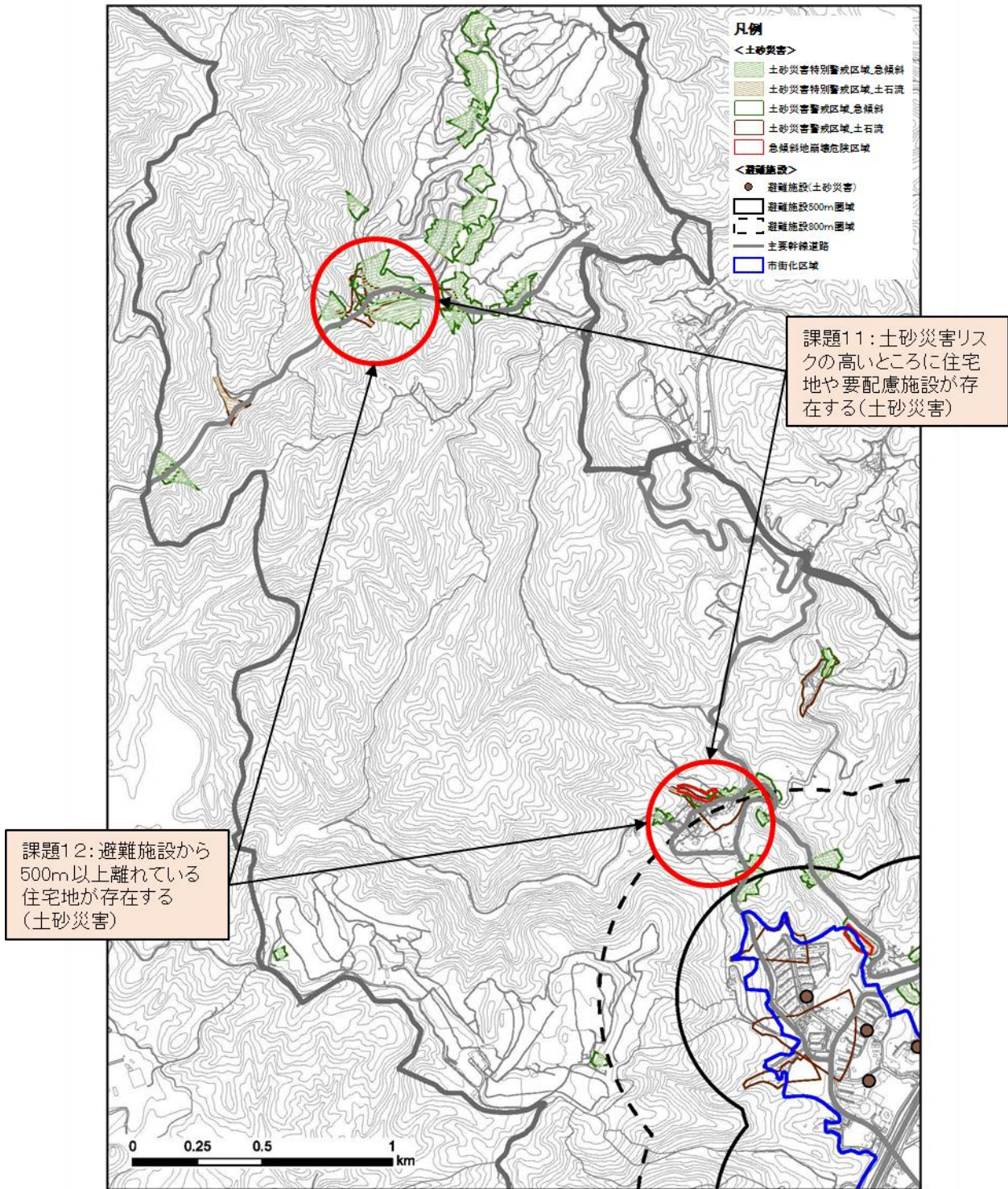


図 9-36 課題図2

9.4 取組方針

9.4.1 防災まちづくりの基本的な考え方

本町では、淀川、水無瀬川沿いの低平地を中心に市街地が形成されているため、市街地の大半に洪水などの水害リスクが存在しています。また、市街地北部の丘陵部では、水害リスクはないものの、土砂災害警戒区域等の土砂災害リスクが存在しています。これらの地域では、既に高度に市街化が進んでいるため、全ての地域を居住誘導区域から除くことは現実的ではなく、災害リスクを完全に回避することは難しい状況です。

そのため、市街化が進んでいない地区等では、災害リスクの低い地区への居住誘導等、被害が発生しないようにする「災害リスクの回避」を可能な限り進める一方で、既成市街地では住民・事業者・行政の連携・協働により災害発生時の被害を緩和する「災害リスクの低減」を中心として防災まちづくりを進めることとします。

以上を踏まえ、防災まちづくりの基本的な考え方を以下のように設定します。

<防災まちづくりの基本的な考え方>

一定の災害リスクと共存しながら、
住民・事業者・行政とが連携した防災まちづくりの推進

表 9-2 防災まちづくりの基本的な対応方針

分類名		説明
災害リスクの回避		災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組
災害リスクの低減	ハード	浸水対策や土砂災害防止のためのハザード施設の整備等
	ソフト	確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策

9.4.2 防災対応方針

防災上の課題と防災まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、以下のように防災の対応方針を設定します。

(1) 洪水災害への対応方針 →計画規模程度:河川整備、想定最大規模程度:避難を基本

- ・ 本町の洪水被害は、淀川や水無瀬川の氾濫によるものが想定されます。淀川は一定の河川整備により、本町では計画規模の洪水の発生は想定されていません。しかし、水無瀬川については、現時点では計画規模の洪水が予想されています。
- ・ そこで、淀川については、河川管理者である国に対して、今後も維持管理を基本とした対策を要望していきます。水無瀬川については、河川管理者である大阪府に対して、河川整備を更に推進するとともに※、既整備箇所については適切な維持管理を要望していきます。
- ・ 一方、想定最大規模の洪水への対応について、河川整備だけ対応するとなると、過大な施設整備が必要であり現実的では無いことから、避難を前提とした防災対策を進めます。
- ・ また、氾濫による河岸侵食の発生は予測が難しいことを鑑み、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）については、基本的に居住誘導区域より省くこととし、住宅等の居住誘導区域への誘導を図ります。
※ 「淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画」(平成 30(2018)年 7 月 大阪府)によれば、治水の将来目標として「一生に一度経験するような大雨が降った場合でも、川が溢れて、家が流され、人がなくなるようなことを無くす」としており、水無瀬川については、時間雨量 80mm 程度の降雨による床上浸水を防ぐことを当面の目標としています。

(2) 内水災害への対応方針 →避難を基本、各種排水施設整備の推進

- ・ 本町では、既往最大降雨程度の雨が降った場合、一部の地域で 5cm 以上 30cm 未満の浸水が予想されますが、大部分が床下浸水となると想定されることから、基本的な対策は垂直避難等を想定します。
- ・ 今後は、未普及地区の下水道整備や、雨水幹線・水路等の整備・改修等により対策により、浸水被害の低減をめざします。

(3) ため池災害への対応方針 →避難を基本、ため池の改修・維持管理の促進

- ・ 本町では、ため池が決壊した際に、5m 未満浸水する区域が存在します。
- ・ そのため、管理者によるため池の計画的な改修・維持管理の促進により、ため池の決壊等による被害を出来るだけ抑えるとともに、避難を基本とした対策を進めます。

(4) 土砂災害への対応方針 →ハザードエリアからの誘導、発生源対策の促進

- ・ 本町では、土砂災害警戒区域などの災害リスクの高いところに住宅地や要配慮施設等が存在しています。
- ・ 土砂災害の発生は予測が難しいことを鑑み、災害リスクの高いところは基本的に居住誘導区域より省くこととし、住宅等の居住誘導区域への誘導を図ります。
- ・ また、大阪府に対して発生源対策を引き続き要望し、被害を最小限に抑える対応を図ります。

(5)地震災害への対応方針 →避難を基本、耐震化等の促進

- ・ 本町では、全壊率の高いところに人口密度が高い地域が存在するなど、巨大地震が起これば多大な被害が発生することが予想されます。
- ・ 地震に対する対策はハード整備だけでは限界があることから、避難を前提とした対策を進めることとします。
- ・ 併せて、建築物等の耐震化や不燃化等の対策を促進し、被害を最小限に抑える対応を図ります。


9.5 具体的な取組

対応方針を踏まえ、具体的な取組を以下のように設定します。

表 9-3 具体的な取組

災害種別	具体的な取組	分類	実施主体	実施時期の目標			
				短期 5年	中期 10年	長期 20年	
共通	意識啓発、 情報共有	・ 災害警戒情報の伝達	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ 広報、ハザードマップ等を活用した情報の周知、啓発	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ 防災訓練や講習会等の実施	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ 事業者や施設への査察や指導	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
	防災組織の 整備	・ 行政の防災体制の強化（消防施設や資機材の整備、消防本部・消防団・自衛消防隊との連携等）	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ 関係機関や事業者などとの協定の締結による、災害時に不足する人手や物資の確保	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ 地域の防災体制の強化（地域の支援機関と連携した声かけや安否確認、誘導等を行う体制づくり）	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ 地域防災まちづくり活動の支援（自主防災組織の育成、ボランティアの連携等）	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ 要配慮者利用施設の避難体制整備（避難確保計画策定支援、避難訓練実施支援、連絡・連携体制の整備等）	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ 要支援者の支援体制整備（名簿の更新、支援機関との連携、個別プランの策定等）	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
	避難施設の 整備	・ 防災拠点や避難所の整備・維持管理	低減 (ハード)	島本町	→	→	→
		・ 避難所の環境整備	低減 (ハード)	島本町	→	→	→
		・ 高齢者や障害者、女性、外国人などに配慮した避難所運営	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ ビル所有者等への垂直避難の協力要請	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
		・ 防災農地の登録	低減 (ソフト)	島本町	→	→	→
	避難路の整 備	・ 老朽空家の除去、セットバック等による道路空間の確保	低減 (ハード)	島本町	→	→	→
・ 無電柱化の検討		低減 (ハード)	島本町	→	→	→	

		・ 案内・誘導看板の設置・維持管理	低減 (ハード)	島本町	→
	防災・減災 計画づくり	・ 地区防災計画の検討・作成	低減 (ソフト)	島本町	→
		・ 業務継継続計画（BCP）の見直し、実効性の向上	低減 (ソフト)	島本町	→
		・ 各種タイムラインの作成・更新・周知	低減 (ソフト)	島本町	→
		・ 企業版業務継続計画（BCP）の策定促進	低減 (ソフト)	島本町	→
洪水		移転促進	・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）の居住誘導区域からの除外、居住誘導区域への移転促進	回避 (ソフト)	島本町
	基盤整備	・ 河川整備・維持管理	低減 (ハード)	国 大阪府	→
内水	基盤整備	・ 雨水幹線や水路等の整備・改修	低減 (ハード)	島本町	→
		・ 雨水調整池、雨水貯留施設の整備や維持管理	低減 (ハード)	島本町	→
ため池	基盤整備	・ ため池の点検、計画的な改修・維持管理	低減 (ソフト)	島本町	→
土砂災害	移転促進	・ 土砂災害警戒区域（特別区域を含む）の居住誘導区域からの除外、居住誘導区域への移転促進	回避 (ソフト)	島本町	→
	建築指導	・ 居住誘導区域外（土砂災害警戒区域等）に居住される方への届出時の周知・啓発	低減 (ハード)	島本町	→
	基盤整備	・ 土砂災害防止施設の整備・維持管理	低減 (ハード)	大阪府	→
		・ 保安林の拡大	低減 (ソフト)	大阪府	→
		・ 企業やボランティア等と連携した森林整備の促進	低減 (ソフト)	大阪府 島本町	→
	制度活用	・ 土砂災害特別警戒区域などでの宅地造成や建築行為の規制・誘導	低減 (ソフト)	大阪府	→
		・ 土砂災害警戒区域内住宅地の補強補助制度の活用	低減 (ソフト)	大阪府 島本町	→
地震	基盤整備	・ 拠点となる施設の耐震化（未耐震の公共施設の耐震化、役場庁舎の立替等）	低減 (ハード)	島本町	→
		・ ライフライン（電気・ガス・上下水道・情報通信等）の耐震性の強化	低減 (ハード)	島本町 民間	→
		・ 倒壊等の危険のある空家の除去や、活用可能な空家の活用	低減 (ハード)	島本町	→
		・ 通学路等に面したブロック塀等の撤去	低減 (ハード)	島本町	→
		・ 市街地の緑化の推進	低減 (ハード)	島本町	→
		・ 災害用マンホールトイレの設置・維持管理	低減 (ハード)	島本町	→
	制度活用	・ 住宅等の応急危険度判定を行う体制の整備	低減 (ソフト)	島本町	→

		<ul style="list-style-type: none"> 耐震補助制度による民間住宅の耐震化の促進 	低減 (ソフト)	島本町	
		<ul style="list-style-type: none"> 防火地域、準防火地域の指定を含め、不燃化の推進 	低減 (ソフト)	島本町	